

こども食堂モデル事業実施規程

（目的）

第1条 この事業は、学校から帰宅後や長期休暇中、自宅に1人で居がちな子どもたちが、地域の人と食事や学習支援、遊びを通して楽しいひと時を過ごし、子どもたちと地域がつながる居場所づくりを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人丹波篠山市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の指定を受けた活動団体とする。

2 この事業の目的を達成するため、社協は活動団体と緊密な連携を図り、事業の円滑な推進に努めなければならない。

（事業要件）

第3条 この事業は、子どもの居場所づくりとして、こども食堂を開設し、その事業運営は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1） 小学校、又は中学校に就学する児童を対象とすること。

（2） 概ね小学校区の範囲で実施すること。

（3） 年間を通じて、12回以上実施すること。

（4） 概ね1回の実施は、10名以上とすること。

（5） 食事の提供や学習支援及び遊びの場など、子どもの居場所づくりの活動を行うこと。

（6） 参加費は、無料又は材料費の実費負担とすること。

2 夏季、冬季、春季休暇においてのみ開催する場合は、前項の規定に関わらず、社協の会長（以下「会長」という。）が認めたものについて、補助することができる。

（補助期間）

第4条 この事業の補助の期間は、当該年度ごととする。

2 年度途中で事業を開始する場合は、開始月から当該年度末までとする。

（補助金の額）

第5条 この事業を実施するため、次の各号のとおり補助する。

（1） 食材費、会場使用料、保険料及び消耗品費などの経費として、児童1人につき450円を補助し、運営に充てるものとする

- (2) 補助金の上限は、年 150,000 円までとし、開催回数は 20 回までとする。
- 2 前項の規定に関わらず、この事業の補助金の総額は、当初予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第6条 前条の規定による補助金の交付を受けようとする活動団体は、補助金交付申請書（様式第1号）、事業計画書（様式第2号）、収支予算書（様式第3号）及び活動団体の概要（規約、役員等の名簿）を、会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 会長は、前条の規定による補助金交付申請書等を審査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定する。

2 会長は、交付決定の内容を補助金交付決定通知書（様式第4号）により、活動団体に通知する。

(補助金の請求)

第8条 会長は、前条第2項の規定による交付決定を通知した活動団体から提出される補助金請求書（様式第5号）により、補助金を交付する。

(実績報告)

第9条 活動団体は、3月末日までにこの事業を完了し、速やかに補助事業実績報告書（様式第6号）、事業報告書（様式第7号）及び収支決算書（様式第8号）を、会長に提出しなければならない。

(補助金の精算)

第10条 前条の規定による補助事業実績報告書等に基づき、第7条第1項の規定により交付した補助金の精算を、補助金精算書（返還・追加交付）（様式第9号）により、速やかに行うこととする。

(補助金の返還)

第11条 会長は、第9条の規定による補助事業実績報告書等に基づき、補助金の使途等が、第3条に規定する事業内容と著しく異なる時は、補助金の全部、又は一部の返還を求めることができる。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 9 月 25 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

補助金交付申請書

令和 年 月 日

丹波篠山市社会福祉協議会長 様

住 所 〒
丹波篠山市
団 体 名
代表者名

印

令和 年度において、「こども食堂モデル事業」を下記のとおり実施したいので、
補助金 円を交付願いたく、補助金交付規程第 6 条の規定により、関
係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の着手予定年月日 令和 年 月 日
事業の完了予定年月日 令和 年 月 日
- 2 添付書類 事業計画書（様式第 2 号）
収支予算書（様式第 3 号）
活動団体の役員名簿
活動団体の規約又は会則

様式第2号（第6条関係）

令和 年度 事業計画書

(2-1)

团体名 (

)

代 表 者	氏 名			
	住 所	〒		
	電話・FAX	電話	FAX	
会計担当者	氏 名			
	住 所	〒		
	電話・FAX	電話	FAX	
事業目的				
実施場所				
取 組 内 容	実施予定回数	月	回	
	実施予定時間	時	分～	時 分
	ボランティア数	名		
	利用人数見込	Ⅰ回あたり	子ども	名 大人 名
	準備食数	Ⅰ回あたり	食	
	参加費	子ども	円	一般（ボランティア）
食事の提供 以外の取組 内容				

補助金計算書

(2-2)

回数	実施月	子ども利用 人数見込	活 動 内 容
1	月	名	
2	月	名	
3	月	名	
4	月	名	
5	月	名	
6	月	名	
7	月	名	
8	月	名	
9	月	名	
10	月	名	
11	月	名	
12	月	名	
13	月	名	
14	月	名	
15	月	名	
16	月	名	
17	月	名	
18	月	名	
19	月	名	
20	月	名	
補助金額		名	@450 円 × 名 = 円

※補助金の上限は、年150,000円までとし、その実施回数は、初回から20回までが、対象となります。

様式第3号（第6条関係）

令和 年度 収支予算書

团体名 ()

(收入)

(単位：円)

科 目	予 算 額	説 明
自 己 資 金		
社協補助金		
計		

(支出)

科　目	予 算 額	説　　　　　明
計		

(注) 収支の計は、同額となります。

様式第 4 号（第 7 条関係）

補助金交付決定通知書

丹篠社第 号
令和 年 月 日

_____ 様

丹波篠山市社会福祉協議会
会 長 (印)

令和 年 月 日付で申請のあった「こども食堂モデル事業」補助金について、金 円を交付することに決定したので、通知します。

補助金請求書

金 円也

ただし、令和 年度、こども食堂モデル事業補助金

＜根拠＞ 令和 年 月 日付、丹篠社第 号の補助金
交付決定通知書による。

上記のとおり、補助金を交付されたく、補助金交付規程第 8 条
の規定により請求します。

令和 年 月 日

丹波篠山市社会福祉協議会長 様

住 所 〒
丹波篠山市
団 体 名
代表者名 印

振込先金融機関名	
口 座 番 号	
口 座 名 義	

様式第6号（第9条関係）

補助事業実績報告書

令和 年 月 日

丹波篠山市社会福祉協議会長 様

住 所 〒

丹波篠山市

団 体 名

代表者名

印

令和 年度において、「こども食堂モデル事業」を下記のとおり実施したので、
補助金交付規程第9条の規定により、その実績を報告します。

記

- Ⅰ 添付書類 事業報告書（様式第7号）
収支決算書（様式第8号）
領収書コピー
活動写真

様式第7号（第9条関係）

令和 年度 事業報告書

(2-1)

団 体 名			
代表者氏名			
住 所	〒		
電話・FAX	電話	FAX	

補助金計算書

回 数	実施日	参 加 者		活 動 内 容
		子ども	ボ ランティア	
1	月 日	名	名	
2	月 日	名	名	
3	月 日	名	名	
4	月 日	名	名	
5	月 日	名	名	
6	月 日	名	名	
7	月 日	名	名	
8	月 日	名	名	

(2-2)

9	月 日	名	名	
10	月 日	名	名	
11	月 日	名	名	
12	月 日	名	名	
13	月 日	名	名	
14	月 日	名	名	
15	月 日	名	名	
16	月 日	名	名	
17	月 日	名	名	
18	月 日	名	名	
19	月 日	名	名	
20	月 日	名	名	
補助金額		名	@450 円 × 名 =	円

※補助金の上限は、年150,000円までとし、その実施回数は、初回から20回までが、対象となります。

様式第8号（第9条関係）

令和 年度 収支決算書

团体名 ()

(收入)

(単位：円)

科 目	決 算 額	説 明
自 己 資 金		
社協補助金		
計		

(支出)

科 目	決 算 額	説 明
計		

(注) 収支の計は、同額となります。

補助金精算書（返還・追加交付）

丹篠社第 号
令和 年 月 日

_____ 様

丹波篠山市社会福祉協議会
会 長 ⑩

令和 年 月 日付、丹篠社第 号にて交付した「こども食堂モデル事業」補助金について、補助金交付規程第 10 条の規定に基づき精算（返還・追加交付）する。

なお、この補助金の精算（返還・追加交付）は、速やかに行うこととする。

記

精算額	金	円	
	（説明）補助金交付額		円
	補助金確定額		円
	精算額		円
			☐ 返還 ☐ 追加交付